

令和 8 年 5 月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

令和 8 年 5 月 13 日、午後 1 時 30 分より太子町教育委員会を太子町役場交流棟 2 階スペース 2 会議室に招集した。

I 議事日程

第 1 開会・教育長あいさつ

第 2 前回定例会会議録の承認

第 3 本日の会議録署名委員指名

第 4 行事結果・予定報告

第 5 教育長報告

- (1) 太子町教育委員会後援名義使用許可について
- (2) 令和 8 年度小学校・中学校・幼稚園の児童・生徒数について
令和 8 年度幼稚園、学童保育園及び斑鳩保育所の児童数について

第 6 議事

- 議案第 38 号 太子町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 39 号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について
- 議案第 40 号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について
- 議案第 41 号 太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例議案に係る意見聴取について
- 議案第 42 号 太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について
- 議案第 43 号 太子町教育委員会行政組織規則の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について
- 議案第 44 号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について
- 議案第 45 号 太子町立文化会館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

て

- 議案第 46 号 太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案に係る意見聴取について
- 議案第 47 号 太子町立文化会館管理運営事業選考プロポーザル審査委員会設置要
領の制定に関する専決処理について
- 議案第 48 号 区域外就学の協議応諾に関する専決処理について
- 議案第 49 号 区域外就学の協議応諾に関する専決処理について
- 議案第 50 号 令和 8 年度太子町一般会計補正予算（第 2 号）（うち教育委員会所管
分）に対する意見聴取について

第 7 その他

2 本日の会議に出席した教育委員

福本 充治 委員
福田 秀樹 委員
竹澤 秀代 委員

3 本日の会議に出席した事務局職員

系井 香代子 教育長
福井 照子 教育次長
熊谷 恵之 管理課長（総務担当）
三宅 優一 管理課長（学校教育担当）
溝端 朋代 こどもえがお課長
肥塚 馨 社会教育課長
大上 香織 管理課係長
平田 一馬 管理課主査

教育次長

事務局から報告をお願いします。

今月の教育長報告は、1件目は、太子町教育委員会後援名義使用許可について、2件目は、令和8年度小学校・中学校の児童・生徒数、令和8年度幼稚園、学童保育園及び斑鳩保育所の児童数についての2件です。

太子町教育委員会後援名義使用許可につきまして、2名の申請者から2件の行事について届出があります。

1件目について、申請者は、龍野の文化遺産を生かす会、事業名称は、「令和8年度龍野地区の文化遺産を活用した地域活性化事業」です。実施日は、令和8年4月1日から令和9年3月31日で、実施場所は、龍野地区県民交流広場、旧浅井関三邸、井上宅です。地域固有の歴史が残してくれた文化遺産を保存、継承するだけでなく、これらの魅力を活用、発信することによって、地域の活性化を図り、多くの人々が集う場を創設し、地域の文化芸術活動の振興を図ることを目的に開催されます。

2件目について、申請者は、ゆいマルシェ実行委員会、事業名称は、「ゆいマルシェ2026・春」です。実施日は、令和8年5月9日で、実施場所は、斑鳩寺境内です。ご縁に感謝、太子町に感謝、地域に感謝、子どもたちに斑鳩寺に来てもらい思い出を作ってもらうことを目的に開催されます。

教 育 長
各 委 員
教 育 長
管理課長

ご意見、ご質問等はございませんか。

ありません。

続いて、事務局より説明をお願いします。

(学校教育担当)

令和8年度の小中学校各校の児童生徒数について報告します。

5月1日現在の各学校の学年別の人数と学級数について、町全体としては、児童生徒数が昨年度より105名減少しています。内訳としましては、小学校が79名減少、中学校が26名減少しています。学級数については、町全体で4学級増加しています。小中学校を合わせて、通常学級が2学級減少で特別支援学級6学級増加しています。

特別支援学級については、入級者数が今年度は200名となりました。また、通級指導教室については99名で、特別支援教育に関わる児童生徒数は299名で、町全体の約11%となります。

近年の状況としましては、子どもの数は減少傾向にあります。一方で、特別支援教育に関わる人数は増加傾向にあります。

こどもえがお課長

幼稚園、学童保育園及び斑鳩保育所の児童数について、報告します。

幼稚園については、前年度より 16 名の増加となっています。学童保育園については、535 名で、前年度より 17 名の増加となっています。今年度より学童保育園の民間委託が始まっていますが、今のところ大きな問題はなく、担当が引き継ぎながら順調に運営をしている状況です。

斑鳩保育所については、100 名で、前年度より 5 名の減少となっていますが、年度途中の入所予定があり、7 名増加する予定となっています。また、斑鳩保育所については、今年度より誰でも通園制度を開始し、現在 11 名の登録があり、4 月は 3 名の利用がありました。

教 育 長 ご意見、ご質問はございませんか。
各 委 員 ありません。

第 6 議事

教 育 長 次に議事に移ります。
 議案第 38 号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 38 号「太子町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。
(総務担当)

 部活動の地域展開に係る地域クラブの活動費を就学援助に組み込むものです。金額については、年額 12,000 円、月額 1,000 円になります。月謝や入会費に充てていただくものになります。

 この規則の給食費の記載については、今年度から給食費の無償化が始まっていますが、無償化が恒久的なものとも限らないことから残しています。

教 育 長 ご意見、ご質問等はございませんか。
各 委 員 ありません。

教 育 長 それでは、議案第 38 号は承認いただいてよろしいでしょうか。
各 委 員 結構です。

教 育 長 議案第 38 号は承認されました。

 続いて、議案第 39 号について、事務局より説明をお願いします。

こどもえがお課長 議案第 39 号「太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について」説明します。

 市町村は、児童福祉法で、家庭的保育事業等の設備及び運営に関し、条例で基準を定めなければならないと規定されています。本町につ

いても、国の基準に基づき条例を定めています。

この度、令和 8 年 4 月 1 日施行で基準が改正されましたので、本条例についても改正の必要が生じています。

主な改正内容については、障害児や医療的ケア児の受け入れ推進のため、理学療法士等の専門職を保育士として活用できるようにする改正と、3 歳児保育の拡充のための職員配置改善の経過措置の期限を、当初は当分の間としていましたが令和 9 年度末とする改正になります。

この条例改正案を 6 月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

教 育 長

ご意見、ご質問等はございませんか。

各 委 員

ありません。

教 育 長

それでは、議案第 39 号は承認いただき、6 月町議会へ上程してよろしいでしょうか。

各 委 員

結構です。

教 育 長

議案第 39 号は承認されました。

続いて、第 40 号議案について、事務局より説明をお願いします。

こどもえがお課長

議案第 40 号「太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について」説明します。

市町村は、子ども・子育て支援法で、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準を条例で定めなければならないと規定されています。本町についても、国の基準に基づき条例を定めております。

この度、国の基準が令和 8 年 4 月 1 日施行で改正されましたので本条例につきましても改正の必要が生じています。

主な改正内容については、地域型保育事業のうち、小規模保育事業に満 3 歳以上限定の小規模保育事業が創設されたことに伴う改正となります。

この条例改正案を 6 月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

教 育 長

ご意見、ご質問等はございませんか。

各 委 員

ありません。

教 育 長

それでは、議案第 40 号は承認いただき、6 月町議会へ上程してよろしいでしょうか。

各 委 員

結構です。

教 育 長

議案第 40 号は承認されました。

続いて、議案第 41 号については、関連する議案第 42 号及び第 43 号と併せて説明をさせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

社会教育課長

議案第 41 号「太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例議案に係る意見聴取について」、議案第 42 号「太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」、議案第 43 号「太子町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。

埋蔵文化財調査で取得した出土品の整理等を行っている文化財調査事務所について、今年度中に体育館南側事務所の解体が予定されていることに伴い、同事務所を移転させる必要が生じています。

石海公民館跡地に同事務所を移転することにより、現調査事務所の作業面積を確保しつつ、文化財保護法に規定される発掘調査等の埋蔵文化財の取扱事務と、それに関連する出土品の整理作業を一体的に行う拠点施設としたいと考えています。そのため、設置及び管理に関する条例を制定するものです。

この条例改正案を 6 月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

また、議案第 42 号については、その施行に関する規則の制定、議案第 43 号については、文化財調査事務所の設置にあたって、太子町教育委員会行政組織規則の設置についての文言の追加を要するので改めています。

教 育 長

ご意見、ご質問等はございませんか。

各 委 員

ありません。

教 育 長

それでは、議案第 41 号、第 42 号、第 43 号は承認いただいてよろしいでしょうか。また、議案第 41 号については、6 月町議会へ上程してよろしいでしょうか。

各 委 員

結構です。

教 育 長

議案第 41 号、第 42 号、第 43 号は承認されました。

続いて、議案第 44 号については、関連する議案第 45 号と併せて説明をさせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

社会教育課長

議案第 44 号「太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について」、議案第 45 号「太子町立文化会館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」

て」説明します。

今回の条例改正は、主に2点あります。指定管理者制度を導入できる規定の追加と、文化会館の再オープンにあわせて、斑鳩公民館を文化会館内に移転するための改正です。

指定管理者の導入に伴う部分は、第4条、第17条、第18条に規定を設けています。また、斑鳩公民館の移転に係る部分については、別表1になります。

施行日は、公布の日としています。別表1の規定については、令和9年7月1日の再オープンの日にあわせています。

この条例改正案を6月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

また、議案第45号については、関連する規則の改正を行うものです。

教 育 長
委 員

ご意見、ご質問等はありませんか。

他施設の使用料が上がっている中で、斑鳩公民館の会議室の使用料が安くなっていますが問題ないでしょうか。

社会教育課長

会議室は、机等を退けて研修室のような形態で貸し出しを予定しているため、文化会館の研修室の料金と同額で設定しています。従前の公民館の使用料より高く設定しています。

教 育 長
各 委 員
教 育 長

他に、ご意見、ご質問等はありませんか。

ありません。

それでは、議案第44号、第45号は承認いただいてよろしいでしょうか。また、議案第44号については、6月町議会へ上程してよろしいでしょうか。

各 委 員
教 育 長

結構です。

議案第44号、第45号は承認されました。

続いて、議案第46号について、事務局より説明をお願いします。

社会教育課長

議案第46号「太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について」説明します。

「太子町行財政改革プラン」や「太子町公共施設等総合管理計画」等の計画の中で、施設の更新時には公共施設の複合化や集約化を検討して、持続可能で効率的な施設運営を図ることを町の方針としています。その方針のもと、文化会館内に斑鳩公民館を移転、複合化を行うための条例改正になります。

主な改正内容は、斑鳩公民館の位置を文化会館に移転することと、休館日を文化会館にあわせるといったものになります。

施行日は、文化会館の再オープンの日にあわせて令和9年7月1日としていきます。

この条例改正案を6月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

教育長
各委員
教育長

ご意見、ご質問等はありませんか。

ありません。

それでは、議案第46号は、原案のとおり議会提出の承認をいただいでよろしいでしょうか。

各委員
教育長

結構です。

議案第46号は承認されました。

続いて、議案第47号について、事務局より説明をお願いします。

社会教育課長

議案第47号「太子町立文化会館管理運営事業選考プロポーザル審査委員会設置要領の制定に関する専決処理について」説明します。文化会館の指定管理事業者の公募につきましては、プロポーザル方式により選考を行う予定で、プロポーザル審査委員会を設置して開催する必要があることから、要領について定め、専決処理を行ったものです。

教育長
各委員
教育長
各委員
教育長

ご意見、ご質問等はありませんか。

ありません。

それでは、議案第47号は、承認をいただいでよろしいでしょうか。

結構です。

議案第47号は承認されました。

続いて、議案第48号について、事務局より説明をお願いします。

なお、議案第48号及び第49号については、非公開とさせていただきます。

管理課長
(学校教育担当)

<議案第48号「区域外就学の協議応諾に関する専決処理について」説明>

教育長
各委員
教育長

それでは、議案第48号は、承認をいただいでよろしいでしょうか。

結構です。

議案第48号は承認されました。

続いて、議案第49号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長
(学校教育担当)

<議案第49号「区域外就学の協議応諾に関する専決処理について」説明>

教育長
各委員
教育長

それでは、議案第49号は、承認をいただいでよろしいでしょうか。

結構です。

議案第49号は承認されました。

管理課長
(総務担当)

続いて、議案第 50 号について、事務局より説明をお願いします。
議案第 50 号「令和 8 年度太子町一般会計補正予算（第 2 号）（うち教育委員会所管分）に対する意見聴取について」説明します。
こちらは、6 月補正予算の内容になります。本来 6 月は年度初めて補正することはありませんが、工期が確保しにくいものや緊急を要するものに限って補正予算を提出するということになっています。
まず、管理課所管分について説明します。
歳出について、小学校費、中学校費ともに、消火設備と防火設備等の修繕を挙げています。昨年の秋に実施しました防火点検で不備が確認されたものについては、早急に補正予算を計上しています。
小学校については、斑鳩小学校と石海小学校の屋内消火栓設備や自動火災報知設備、防火扉の修繕で、231 千円を計上しています。
中学校については、期限が到達している消火器がありましたので、西中学校 2 本、東中学校 5 本の交換で 56 千円と、東中学校の防火扉の修繕で 47 千円を計上しています。

社会教育課長

社会教育課所管分について説明します。
歳出ですが、款 10 教育費、項 5 社会教育費、目 7 会館管理費、節 14 工事請負費、文化会館大規模改修工事費 17,394 千円の追加としています。

教 育 長
委 員
社会教育課長

追加の理由については、キュービクルの基準変更による分割配置と、非常用発電機の位置変更に伴う工事費の追加となっています。
歳入については、工事費の増額に伴う起債の追加となっています。
ご意見、ご質問等はありませんか。

委 員
管理課長
(総務担当)

キュービクルとは何でしょうか。
高圧の電気を変圧する機械を収めている箱をキュービクル式高圧充電設備と言います。基準変更に伴って、キュービクルの重量や規格が大幅増加しているため、現在、文化会館の 2 階部分に設置していますが、それを 2 箇所に分割して配置するほか、同位置に配置していた非常用発電機の配置場所を 1 階の楽屋口の駐車場部分に移転配置するため、急遽配線工事も追加することになったものです。
資材等が高騰していますが、影響はありますでしょうか。
単価の値上がりについては、ある業者からも申し出がありました。家庭等の一般向けであれば、料金を改定すれば対応ができますが、入札をしていることもあり、改定ができないことで影響を受けていると聞いています。今後も不透明なので、どうなるのかと心配に思っているところです。

教育次長 工事関係で聞かれているところもあるかと思いますが、文化会館については、それらも加味した数字で変更契約をしていますので、文化会館のような大きな工事は大丈夫だと思っています。しかしながら、これから契約する工事については、物が入ってくるのか、工期が契約期間で終わるのかどうかといった不安もあるようですので、業者としっかり話をしながら進めていく予定です。

教 育 長 他に、ご意見、ご質問等はありませんか。

各 委 員 ありません。

教 育 長 それでは、議案第 50 号は、承認をいただいてよろしいでしょうか。

各 委 員 結構です。

教 育 長 議案第 50 号は承認されました。

本日の議事は全て終了しました。

第 7 その他

教 育 長 続いて、その他の報告に移ります。

委 員 まず教育委員の皆様からご意見、ご質問等はありませんか。

部活動の移動について、バスでの死亡事故がニュースになっています。顧問の先生が自家用車で生徒を引率している実態もあるかと思いますが、子どもたちの安全・安心のためには、ある程度の費用を支払うことが必要になってくると思います。その中で、移動費を補助することはできないでしょうか。

教 育 長 現在、部活動の補助として、予選を勝ち上がって県大会以上に出場する場合は、町が交通費を全額補助しています。他の試合については、学校において PTA 会費や生徒会費、部費等を使っての公共交通機関や借り上げバス、保護者による送迎を行っており、教職員が自家用車で引率することは原則ないと認識しております。やむを得ず教職員が自家用車で引率するケースがあれば、確認して適切に対応したいと考えております。最も大切なのは、子どもたちの安全確保ですが、白バスや白タクを使用しないことについては徹底しております。町が練習試合当の補助をすることについては、今後の検討課題ですあると思っています。

委 員 子どもたちの安全を第一に考えれば、県外遠征についても緑ナンバーのバスを利用することは当然だと思います。一番は安全面で、お金は二の次と思っています。練習試合まで補助をすることはおかしかなと私は考えます。

ただ、今後地域クラブになれば、PTA からもお金は出せなくなると

思うので、全て保護者負担になっていくことが気になるところで
す。

教 育 長 町が部活動で補助している部分を、地域クラブの方に補助すること
を検討していかなければならないと思っていますが、地域クラブに
は、町外の生徒もクラブに在籍してるので、検討にあたっては、線
引きを考える必要もあると思っています。

委 員 地域クラブへの補助金はどこから出ているのでしょうか。

教 育 長 国・県・市町で分担し、教育委員会から地域クラブへの補助金を出
しています。

委 員 地域クラブに何かあった時の責任の所在は、地域クラブの代表者に
なると思いますが、それが機能していなかった場合は、教育委員会
になるのでしょうか。

教 育 長 地域クラブで起こったことは、原則として地域クラブで責任を持つ
ことになります。現在、地域クラブへの補助金の説明を各クラブの
代表者に行っているところですが、今回の事故を踏まえ、引率につ
いての注意事項を追加で説明するよう担当に指示しています。

委 員 地域クラブで完結するというのでしょうか。

教 育 長 そのとおりです。

他に事務連絡が無いようでしたら、次回の定例会の開催日を調整い
たします。

次回の定例会は、6月24日（水）午前10時00分に開会いたしま
す。

これもちまして5月の定例会を終了させていただきます。

令和8年5月13日 午後2時30分閉議